

患者の皆様へ

◆当医院は、下記の事項について関東信越厚生局に施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- (歯初診)初診料(歯科)の注1に掲げる基準
- (外安全1)歯科外来診療安全対策加算1
- (外感染1)歯科外来診療感染対策加算1
- (外来環1)外来診療環境体制加算
- (口腔粘膜)口腔粘膜処置
- (う蝕無痛)う蝕歯無痛的窩洞形成加算
- (歯CAD)CAD/CAM冠およびCAD/CAM インレー
- (手光機)レーザー機器加算
- (補管)補綴物維持管理料
- (歯外在べ1)歯科外来・在宅ベースアップ評価料
- 長期収載品の選定療養について

長期収載品の選定療養とは、令和6年の診療報酬改定により、令和6年10月1日から導入された制度です。

患者さんが後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品(長期収載品)を選択した場合に、その差額の4分の1を患者さんに自己負担していただく仕組みのことです。詳細や具体的な対象医薬品リストなどについては、厚生労働省のホームページでご確認ください。